

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和3年9月30日(木) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 11時00分

2 場 所 川南町役場 第1会議室

3 出席委員

(委員)

1番	橋口	裕二	2番	長友	順子	3番	新垣	吉男
4番	井尻	恵雄	5番	湯地	二三夫	6番	森	信幸
7番	河野	博子	8番	山下	栄	9番	杉尾	英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	日高	重樹	11番	佐光	真美	12番	林田	泰代
13番	黒木	正行	14番	有澤	章	15番	戸高	一志
16番	永田	貞義	17番	河野	伊栄雄	18番	樽見	一寛

4 欠席委員

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第48号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第5 議案第49号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第6 議案第50号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 第7 議案第51号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 第8 議案第52号 農地移動適正化あっせんを行うについて
- 第9 議案第53号 買受適格証明願の承認について
- 第10 議案第54号 農地法第3条における下限面積の設定について
- 第11 その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 6番 森 信幸 7番 河野 博子

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	三好	益夫	補佐	岩切	拓也	係長	川崎	恵美
主査	別宮	愛	主事	清	亜朱	沙		

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 それでは、9月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、9月の諸報告をさせていただきます。 農地利用状況調査を全委員で行いました。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 17日、4・5条現地調査検討会、第2小委員会を開催しました。 本日、9月定例総会であります。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	5番	議長、5番。 9月10日、午前9時より役場第3会議室で14番委員と農家相談を行いました。相談件数は、1件でした。 <農家相談 報告>
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、6番 森 信幸委員、7番 河野 博子委員を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第48号 3条許可	議長	【日程第4】 議案第48号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第48号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、5件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、申請案件に対する、農地法第3条許可の御決定を頂きます様、よろしくお願ひ申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	3番	議長、3番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。売買によるものです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、許可する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	3番	議長、3番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。売買によるものです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、許可する事にいたします。 次に、3号
3号 補足説明	8番	議長、8番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。親子間の贈与で、後継者就農になります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、許可する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	5番	議長、5番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。親子間の使用貸借で、年金の再設定になります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	<p>全員賛成と認めます。 4号については、許可する事にいたします。 次に、5号。</p>
5号 補足説明	5番	<p>議長、5番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。祖父から孫への贈与です。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長	<p>5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。 5号については、許可する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第49号 5条承認	議長	【日程第5】 議案第49号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第49号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしく願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
	6番	議長、6番。 第2小委員会の委員長報告を行います。 9月17日午後1時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けました。1号は、始末書付きで許可相当と認めます。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	9番	議長、9番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。この土地は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地から第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第50号 集積(所有権)	議長	【日程第6】 議案第50号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第50号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	2番	議長、2番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。相対による売買になります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろ しくお願いします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第51号 集積(利用権)	議長	【日程第7】 議案第51号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第51号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるも のでございます。 本案件の申請件数は、7件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の経営状況 は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	3番	議長、3番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	12番	議長、12番。 2号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	4番	議長、4番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	4番	議長、4番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。
5号 補足説明	9番	議長、9番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。
	議長 議長	議長 5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	5番	議長、5番。 6号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。
	議長 議長	議長 6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。 次に、7号。
7号 補足説明	5番	議長、5番。 7号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 7号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第52号 あっせん	議長	【日程第8】 議案第52号 「農地移動適正化あっせんを行うについて」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第52号 「農地移動適正化あっせんを行うについて」その提案理由を説明申し上げます。 本議案は、農地移動適正化あっせん事業により、農地の売買あっせんを行うものでございます。 あっせん申し出件数は、2件でございます。 譲渡人のあっせん理由は、別紙によるもので、買受希望者は、規模拡大でございます。申請人及び該当農地は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上あっせんを行うべきか否かの御決定を頂き、あっせんを行う場合は、あっせん委員の指名をして頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	9番	議長、9番。 1号について補足説明いたします。 内容については、記載のとおりです。 調査をいたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、あっせんする事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	9番	議長、9番。 2号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		内容については、記載のとおりです。1号の農地と隣り合わせの農地で、現況は畔がなく1枚になっている状態です。 調査をいたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	5番	議長、5番。 現状は1枚の田が2筆に分かれています。売買が成立した場合事務局で合筆まで行えるのですか。
	事務局	議長、事務局。 事務局では合筆までは行わないので、合筆したい場合は当事者が行うことになります。
	議長	他にありませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、あつせんする事にいたします。
	議長	あつせん委員の指名を行います。 ※ 行事予定の配布後、あつせん委員の指名。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第53号 買受適格	議長	【日程第9】議案第53号 「買受適格証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第53号 「買受適格証明願いの承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本案件は、競売になっている農地に対する買受適格証明願が提出されたものでございます。申請件数は、2件でございます。 買受しようとする農地等の所在、地番、地目及び地積並びに買受予定人の住所、氏名及び経営面積は、別紙記載のとおりでございます。 御審議の上、競売の参加について、買受適格者であるか否かについて、御決定を頂きますようよろしくお願い申し上げます。 尚、承認をいただいた場合は、付帯事項に基づき事務処理をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	3番	議長、3番。 1号について補足説明いたします。 内容については、記載のとおりです。 調査をいたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	4番	議長、4番。 買受予定人は、町内で4ha位確保されていますが、草の対応に苦労されているみたいで、今後どうなるのか、最近見ていないのでわかりませんが、そこらへんを慎重に考えるべきかなと思います。
	議長	他にありませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	賛成多数と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	3番	議長、3番。 2号について補足説明いたします。 内容については、記載のとおりです。 調査をいたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	4番	議長、4番。 買受予定人が、奥さんの名前になっていますが、旦那さんや息子さんがいらっしゃると思うのですが
	事務局	議長、事務局。 最初は、息子さんの名義で買われたいということだったので、農地を持っていなかったのに、農地を持っていらっしゃる奥さんで申請されました。
	議長	他にありませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第54号 下限面積	議長	【日程第10】 議案第54号 「農地法第3条における下限面積の設定について」を議題といたします。案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第54号 「農地法第3条における下限面積の設定について」その提案の理由を説明申し上げます。 本案件は、令和3年度の川南町の農地法第3条における下限面積を50aとするものです。 詳細につきましては、事務局担当が説明いたしますので、御審議お願いいたします。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 事務局の説明を求めます。
	事務局	議長、事務局。 議案第54号「農地法第3条における下限面積の設定について」説明をいたします。 平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなりました。「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議する事になっております。そこで、今年度の下限面積(別段の面積)の設定について露地50a、ハウス20aとして提案いたします。 理由としましては、農地法施行規則第17条第1項の適用についてですが、2020農林業センサスをもとに、町内で農地を耕作されている方の耕作面積のおおむね100分の40を下まわらないラインが1.0～1.5haになりますので農地法で定められている50aを下まわりません。続いて農地法施行規則第17条第2項の適用についてですが、町内の耕作目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地が相当程度存在する場合も別段面積を設定しますが、昨年農地利用状況調査の結果、遊休農地(耕作放棄地)が全体に占める割合は1.0%であり、農地の保有及び利用の現況、遊休農地の状況などから、現段階での設定の必要性はないと判断しました。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	事務局の説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、設定する事にいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第 11】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について、報告いたします。 解約については、借り手の変更が6件、所有者が自作するため2件、売買のため2件、5条申請のため2件、中間管理事業への移行が1件の計13件となります。
	議長	「合意解約」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「10月の行事予定」について、報告いたします。
	議長	「10月の行事予定」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
	議長 議長	他に何かありませんか。 すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和3年9月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会 9月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

6番

7番